

## 令和4年12月定例会会議録

令和4年豊郷町議会12月定例会は、令和4年12月6日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
3 番	中 島 政 幸
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
4 番	村 岸 善 一

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 課 長	堤 清 司
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さんおはようございます。12月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は9名で会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

今日、村岸議員と辻本議員の欠席届が出ております。

(午前9時02分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子君、7番西澤博一君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしく願いしておきます。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんは、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員

はい、10番。

河合議長

今村議員。

今村議員

それでは、一般質問を行います。一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

まず、環境に配慮し、莫大な後年度負担を残さないごみ施設の建設をということで、町長にお尋ねいたします。

①気候危機打開のためのCO<sub>2</sub>排出削減は喫緊の課題である。豊郷町の今後削減に向けた行動計画について、見解を求めます。

2番目、今回、彦根市の財政逼迫が明らかになりましたが、広域ごみ処理施設整備に係る豊郷町の負担金額は、現行方式とトンネルコンポスト方式での試算はいかがなものか、説明を求めます。

住民生活課長

議長。

河合議長

辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長

おはようございます。それでは今村議員の、環境に配慮し、莫大な後年度負担を残さないごみ施設建設をの質問についてお答えいたします。

①気候危機打開のためのCO<sub>2</sub>排出削減は喫緊の課題である。豊郷町の今後削減に向けた行動計画についての見解でございますが、CO<sub>2</sub>排出削減に向けては、個人で取り組んでいただくこと、企業等で取り組んでいただくことなどありますが、個人として取り組んでいただくこととして、エアコンの設定温度を見直す、環境に優しい電気を使う、公共交通機関を使う、エコバッグを利用する、簡易包装の商品を積極的に買うなどがあります。こういった取り組みを個人個人が行っていただけるよう、取組強調月間などを設けて、町全体で取り組む姿勢を町民の皆様にお示しし、啓発を続けていきたいと考えております。

今後、さらなるCO<sub>2</sub>排出削減に向けて、住民の皆様と一体になって取り組みを進めていきたいと考えております。

②の、今回、彦根市の財政逼迫が明らかになったが、広域ごみ処理施設整備に係る豊郷町の負担金額は現行方式とトンネルコンポスト方式での試算を求めるについてでございますが、現行方式については、彦根愛知犬上広域行政組合が熱焼却方式において、新ごみ処理施設の整備に係る概算総額が約290億円となる見込みを示されましたが、現在、各プラントメーカーからの見積りを再度徴収中で、精査検討されていくということですので、お示しすることができません。

一方、トンネルコンポスト方式については、実現可能性の調査に入る段階で、事業費試算も含めて、これから情報収集されるとのことから、豊郷町の負担額をお示しできないと聞いております。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 この問題、2点質問をいたしました。まず1点目の気候危機打開の問題につきましては、皆さんもご存じのように、わが国はCOP26、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議で、その目標を立てました。国連では、2050年に世界のCO<sub>2</sub>の排出量を実質0にして、2030年までに約45%削減、それを受けて、わが国もそれに調印をしておりますが、この広域行政組合の削減目標ですよ。令和元年度を実績から令和13年、2031年までに15%の減量計画になっているんです。このことは非常に問題があると。全然減量効果が出てこない。先ほど課長の答弁では、法人で取り組むいろいろありますが、このごみ処理施設で24時間稼働の燃焼型の従来の焼却施設をつくって、15%しかごみを減量しない。本来やったら、そのごみを50%ぐらい減量目標にして、大幅に減量しなきゃいけないと思うんです。

豊郷町では、生ごみ堆肥化事業は先進的に行われていますので、そういった面

でも、この起点となっている令和元年度の環境省の一般廃棄物処理実態調査結果では、この管内では、滋賀県の平均が1人当たり836グラムに対して、彦根市が県平均より多い880グラム、一番少ないのが愛荘町で612グラム。その次に少ないのが豊郷町で703グラム、その次が甲良町711グラム、その次が多賀町の806グラム。こういう中で、これを半減していくということがいかに大事であるかという認識、生ごみ処理の事業は拡大するとおっしゃっていただきましたが、どのぐらいそれを、実現を目指しているのか、明確に教えてください。

それから、2番目の、トンネルコンポスト方式と従来型の現行方式。従来型のやつは、愛荘の竹原のごみ処分場計画のときのコンサルの計算は200億円だけど、それを再度引き直して計算したら290億円かかるんじゃないかと。それは施設部分だけであって、造成費、地価調整費、また盛土、そしてその搬入道路の新設、こういった経費は含まれません。ということは、300億円以上の事業になるんですね。200億で、うちの建設負担金は10億を超すと試算はされております。そうすると、もう300、400近くになると、それが1.5倍から2倍になるんですよ。そんな莫大なお金を25年か30年の起債を上げて償還をしていくという計画だと思いますが、これを後年度負担に残さない。そのためには、この事業をはっきりと見直していくことが今必要ではありませんか。そのことについて答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 おはようございます。今村議員の再質問にお答えします。

ごみの減量は一応15%で進んでおります。それを目標に、できるだけ少なくしていくという、それは今まで議会で答弁させていただいたとおりでございますし、この堆肥化事業につきましても、この9月末に1台が更新できましたので、それでまた拡大し、そして、2台目のは大分老朽化してきておりますので、そこから、いろいろな角度から検討しながら、能力的なものを設定してまいりたいなど、このように思っております。

それと、竹原地区で概算が出ておりました。今回は、しっかりとした積算をしていただくというのが、そういう形ですので、実際のところ、それより安くなるか、高くなるか、それはまだ未定でございます。

そしてまた、トンネルコンポスト方式におきましても、以前にもお話ししましたように、粗大ごみの問題と、やっぱりそれも並行して検討していかなければならないと。それで、金額の方は、なかなかお示しができない状況でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 この、国の環境省の、そういった低炭素に向けた地域脱炭素以降、再エネ推進交付金、こういったものが今挙げられてきているんですね。やはり、国挙げて地方も公共自治体も、そういった方向で焼却をすれば必ずCO<sub>2</sub>が出る。あそこの場合は、もし24時間稼働で焼却炉の温度が上がらなかったら、そこにまた石油を投入するという方式なんですよ。とんでもない方式なんです。

そういうことで、今、本当に世界の気候危機に対して、低炭素、2050年にカーボンニュートラルと言われてますから、そういったことに向けて本当に真剣に取り組むべき時期だと思うんです。

今、町長は、できるだけごみの減量化を進めると、非常に考えが甘いなと思いました。また、この経費については、今はトンネルコンポスト方式についてはよく分からないし、その事業をやれないと、結果的にはよく分からない、これも無責任な答弁です。この現行方式は、高機能施設をサーマルリサイクルでつくると言って、3分の2の国庫補助を施設にだけかけてもらおうとしています。トンネルコンポスト方式は、今の脱炭素、こういった省エネのエネルギーの補助金もつきます。施設の経費は、今の現行よりも半分以下で施設は建設できるということが関係者の方からは聞いております。

私は、やはり将来の、今、日本が人口減少社会に向かってどんどん減っていますが、今後の若者たち、子どもたちに、こういった負担を起債償還で、もう嫌でもお金は前から差し送られて、国の国債の1,000兆と一緒に。そんなのをどんどん、やった人は知らなくても、後の若い世代に全部積み残しをするような、そんな環境行政、ごみ行政はやめるべきだと思うんですが、こういったことで、生ごみの堆肥化事業についても明確な行動計画を立てるべきだと思いますが。また、その事業をするにしても、今は政府も1か所に集めるよりも分散化の事業にして、その地域全体の脱炭素を追求する、こういったことも可能だと、そういうことも言い始めてやっているんです。従来型ではもう時代遅れということを思いますが、最後にいかがですか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

トンネルコンポスト方式は、先ほどから課長が説明しましたように、実現の可能性の調査に入る段階で、そして事業費の試算等を調査していただくというこ

とで、実際、できるかできないか、どうなのか、しっかりそこを精査した中で、そこで現状のものと比較して、金額が安く、環境に優しい、CO<sub>2</sub>削減がたくさんできる方法を取って、それで事業推進していくということですので、その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今村議員 次行きます。

河合議長 はい、次行ってください。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡促進と同和对策事業の早期終結をとということで、町長にお尋ねいたします。

1 番目、今年度の譲渡進捗状況は、どうなっておられますか。

2 番目、高野瀬団地と長池団地の緑地は何か所あって、これまでに譲渡したところはありますか。

3 番目、改良住宅譲渡事業は今後何年続けていく予定ですか。関係住民への譲渡推進への説明会やアンケートをこれまでもするように求めてまいりましたが、これをやらなくてはいけない時期だと思いますが、いかがですか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 おはようございます。それでは、今村議員の改良住宅促進と同和对策事業早期解決について、人権政策課からお答えいたします。

それでは①の質問で、今年度の譲渡進捗状況についてですが、1 件は国の申請許可が下り、今年度中に契約が完了する予定でございます。また、4 件については交渉は既に済んでおり、申請許可の事務を遂行している状況にあります。

次に、②の質問で、高野瀬団地と長池団地の緑地の数と譲渡したところはあるのかの質問ですが、高野瀬団地についてはございません。長池団地については14か所あり、譲渡したところはありません。

次に、③の改良住宅譲渡事業は何年続ける予定なのかについてですが、譲渡事業については国からの推進事業でもあり、市町単独で推進しないことはできませんので、当町といたしましては全国の譲渡推進協議会の動向を注視しながら、今後終結時期を検討していきたいと考えております。また、譲渡推進の説明会やアンケートについてですが、譲渡要件を満たさない方がおられることを鑑みると、今までどおり臨戸訪問し、推進するのが適切だと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 今、課長の答弁で、譲渡は1件今年度中に終わるということで、4件が来年度の実施になるのかな、交渉済みで。申請して何か月か、二、三か月かかるんですもんね。だからそういう予定にしているのかと思いますが。それは、もっと促進すべきだと思います。

2番目の緑地の問題なんですけれど、私、かつてこの高野瀬団地の緑地の町有地を個人に売買したという記録を持っております。それは、昭和53年に、これは、もともと公図でいくと、皆さんご存じの大野県会議員の前に道がありますが、その道と挟んで家が建っている部分、その部分が緑地として、町は用地買収をして、そして国に同和対策事業の国庫補助申請や、また地域改善対策事業債の起債申請を行っております。

ところが、その緑地部分と言われる土地、大字高野瀬字長内作り、その地番261番の2というのは53年当時、当時の町長はもう亡くなられましたが、村松町長時代に、所有権が売買で町から大野和三郎現県議員に売られております。そういうことを一方でやりながら、これは非常に重大な問題なんです。本来、適化法からいったらこんなことできるはずがない。だから職員も絡んでいんです。町長もそれにゴーサインしたんですから。

こんなことを、同和対策事業で不正なことをやりながら、この事業では、この高野瀬団地、長池団地の残地の処分が進まない。高野瀬団地は緑地だけやから、あそこの団地は県道側の方にあるのと、あそこだけなんで、あれですが、長池団地の家に隣接した団地の処分が進まない。これはどう考えていますか。私は職員やその当時の管理職の皆さんが、議員バッジをつけた、要するに権力をふるう方たちに屈服して、迎合して、忖度して、そんな違法な申請をしていると。これ、土地開発公社で先行取得してもらってるから、買戻しするときもそういう申請を出さなアカン。そういうことにも手を染めているということに対して、非常に私は憤慨をしています。その点について、町長は自民党議員会で同僚でいらっしやいましたから、よく分かっておると思いますので、どう思っておられますか。そういった事業を遅々として進まない今の事業のやり方が、町の怠慢だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

昭和53年、もう四十何年前の話ですが、私どもではちょっと分かりかねる質問で、お答えのしようがありません。

それとあと、長池団地の言うてくれはった残地についてですけれども、前回、議会の答弁で申し上げましたように、角地ということで、真ん中の住宅については当然付随してこないわけでございます。当然、角地に関して緑地が存在し、道が交差するので、見通しがよく、交通面に関しても配慮されているということで、その部分を売買するつもりはございません。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 40年も前だから分かりませんというのは駄目なんです。国庫補助事業は全て町が関わった事業の公文書、永久保存なんです。探せば必ず出てくるんです。1回調べてください。そういう町の姿勢がこういった事業の不公正な同和対策事業も起こしてきましたので。

そして残地処分、長池団地の分譲、あそこの買い取った人の隣の残地なんかの処分は速やかにやるべきと思いますが、それはどう考えてますか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、真ん中の住宅があつて、その人らには当然角地の残地の部分が付随してきませんので、町としては、そういう不公平な状況にあることを鑑みると、譲渡する気はございません。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 次の質問してください。

今村議員 安心して介護サービスを受けるために。これ、町長にお尋ねいたします。

1、今年度の介護保険事業計画の執行率はどのくらいになっていますか。

2番目、高齢者の貧困が広がっており、介護保険サービスの利用抑制をする所得段階層の分析はどうなっているのか、見解を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 おはようございます。

それでは、今村恵美子議員の、安心して介護保険サービスを受けるためにのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の今年度の介護保険事業計画の執行率につきましては、令和4

年11月末現在で第8期計画の53.94%となっております。こちらにつきましては、12か月のうちの7か月分というふうになっております。

2番目の介護保険サービスの利用抑制をする所得段階の分析についてですが、分析は行っておりません。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 この執行率ね、今、第8期ですけれども、第8期1期目の昨年の決算、2021年度決算では、事業執行率が非常に低くて、取り過ぎた分が、65歳以上の高齢者平均しますと月1,700円取り過ぎてたという結果が出ております。今回の執行率も、またコロナ禍の影響もありますが、減っていくと思うんですが、そういったことを、この8期で残った余剰金は引下げにちゃんと回すべきだと思いますが、その見解を。

それと、そういう所得段階層の調べは役場ではやっていないという報告でしたが、私どもの資料、町から頂いた資料の中では、12段階の中で本人非課税、65歳以上、1,223人。率として約62%の方が本人非課税です。そして介護認定を受けている人、この本人非課税の方が、この人たちの数をトータルしてみますと80%。非常に多いんです。それは、本人非課税と第6段階の本人課税の人を含めると8割。これから見えてくるのは、貧困と病気は表裏一体だということです。高額所得者の人は、9段階から12段階の中で、認定を受けている人は、数としては80人ぐらいいらっしゃるけど、たった1人ですわ。だから、高額所得者の人は認定を受けられないで、健康寿命を延ばしているという結果が、町の資料からも明らかになっています。

こういった中で、その介護保険サービスをいかに必要な人が受けられるようにするか、そして健康寿命を延ばすか、この手だてが必要だと思いますが、どう方策を考えていますか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

今期の第8期の余剰金についてですが、これまでどおり何度も議会の方でお答えしておりますが、第8期中に積み立てた基金については第9期の保険料の財源として活用するという事となっております。

給付の方が少なくなっているというのに関しましては、当然、今回の計画を策

定したのは令和2年度ということで、ちょうど新型コロナウイルス感染症が勃発してきた頃というのがありましたし、それがどの程度介護保険事業計画に影響を及ぼすのかというのがなかなか見えにくい中での計画策定となりましたので、今回、給付の計画と実態が乖離しているのかなというふうには考えておりません。

所得段階の高い方が認定率が低いということに関しましては、当然、所得段階が高い方につきましては、現役で働いておられる方が当然所得段階が高いということですので、平均年齢でいうと、いわゆる低所得と呼ばれる1から6段階の方に比べると平均年齢は当然低くなってこようかと。当然、平均年齢が低ければ、当然、介護認定率は低いというのは自明の理でございますので、そういうふうな解釈の方をしております。

健康寿命の方を延ばすのはどういうことかというのは、これまでどおり、これまでもお答えはしておりますが、自助、公助、共助と俗に呼ばれますけれども、健康に関しては、まず自助ということで、個人が自分の体の状況を把握して、できることをやっていただいて、そこで、できない部分について公助していくというのが個人の健康の流れということになりますので、皆さんが、65歳になるまでに健康の方に気を遣っていただくというのが一番重要かなというふうに思っておりますので、これまでどおり、特定健診、国民健康保険であれば特定健診もそうですし、社会保険の方については会社の健診の方を受けていただいて、自分の体の状況を把握して、今、例えば血圧が高ければ塩分を控えたりとか、肝臓の数値が悪ければお酒を控えたりとか、そこら辺をしていただいて健康寿命を延伸していくというのが一番重要かなというふうには考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ですか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 今の課長の答弁ね、従来の答弁ですけどね。豊郷町の場合は、介護認定を受けている方たちのサービス、要支援1から要介護5までが直近で368人と。そういう中で特に特徴的に思いますのは、要介護3、要介護4、要介護5の、どちらかというとはんまに支援が、サービスが必要な方たちの割合が全体の36%、3分の1はこういう方々なんですね。その人たちは、当然施設入所もございます。だから非常に、居宅サービスを受けておられても、サービス料が高い人たちで、その分の会計を圧迫しているんですね。

それと、今国が進めようとしている第9期に向けて、介護保険サービスから外

そうとしている要介護1、要介護2の方たち。これが豊郷町では一番多くて、65歳以上で43%いらっしゃるんです。要介護認定を受けている中で。ということは、豊郷は、なかなか健康寿命が延ばせない町だと判断されるんですよ。要支援2というのは、総合事業の中の一環で、多少は介護保険サービスがかかるけど、ほとんど総合事業で、町のそういうところでやるだけの人たちは2割ほどしかいないんです。

この現況を変えていくためには、豊郷町の高齢者の中でも、特に後期高齢期に入った人たち、75歳以上の方たちが65歳までの人たちと比べて、全体の65歳以上の方たちの約8割を占めている。豊郷の人口動態でいくと、85歳以上は6割いるんですよ。そういう方たちが本当に、家にいても自立して暮らせると。そういったことにもっと着眼を置いて、よく国政でも言うけど、どこに焦点を当てるか、それが問題だと思うんですね。そのことを抜きにして、高い計画を立てて、こっだけ使ったからこっだけ払いなさいよ、国が言いましたから払いなさいよって、そんなことをやっていたら、住民さんは、やはり低所得、非課税が多い当町においては、ますます体の自立が悪化していくんですよ。そのことをなぜリアルに分析して、改善をするために何の具体的施策もしようとしなくて、しているのかしてないのか私には分かりません。それについては、町長どう思われますか。最後に聞きます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、お答えいたします。

実態調査をし、そしてアンケート調査等によって介護保険の認定数等々を考慮した中で介護保険料を設定しておるところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 次の質問に行ってください。

今村議員 はい、次の質問です。

河合議長 今村議員。

今村議員 続きまして、来年度予算編成を問うということで、町長にお尋ねいたします。

物価高の中、生活不安を抱える世帯が増えています。町は、町政アンケートを全世帯に行い、町民ニーズの把握をして、来年度予算に反映する取り組みが必要であると思います。その点についての見解と、また、町の基金の中で、土地開発基金は廃止をして、これは町福祉基金にして、子どもから高齢者までの福祉サービス充実に充てるべきだと考えますけれども、町の見解を問います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番、今村議員の来年度予算編成を問うのご質問についてお答えをさせていただきます。

令和5年度当初予算につきましては、第5次総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業を展開するとともに、本町のまちの将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう、町民と行政が一体となって、一歩先行く豊郷町を築き上げていくことを基本方針と定め、新型コロナウイルス感染症の影響拡大や、物価のさらなる高騰の可能性など、予断を許さない状況が続くと見込まれることから、創意工夫することで既存事業を再構築することも視野に入れつつ、行政サービスを安定的に提供できるように編成を行う予定です。そのような中、議員のご提案いただいた全世帯に対するアンケートにつきましては、従来から行政懇談会や日々の窓口での来庁者との面談の中から、住民のニーズを的確に把握することに努めておりますので、行う予定はございません。

次に、土地開発基金を福祉基金にしてはどうかとの提案については、既に、少子高齢化等に対応をする事業を行うために保健福祉基金がございますので、必要となりましたら、まずそちらを活用していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問。

今村議員 はい、再質問。

河合議長 今村議員。

今村議員 今、課長の方から第5次計画に沿ってやっている。それは当たり前のことです。だからこそ、今の町民の暮らしの実態、それから町に対するいろいろなご意見とか、そういうことを随時それを調査・分析しながら、この5次計画のどこが今年度はやるべきなのかとか、どこが至らなかったのかと、そういうことをなしにして行政懇談会とおっしゃるけど、それは限られた人しか参加してないですよ。そうじゃなくて、その全世帯に配れば誰かが、家の人誰かが見て、それで回収ができます。そういう積極的な住民自治をやっていただきたいんです、私は。そのための来年度アンケートは、再度求めますが、検討していただけませんか。

それと、土地開発基金。この問題はですね、県が土地開発公社、当初の目的をもう達したと言って廃止をされますよね。豊郷でも、これは同和对策事業に絡んで土地開発基金条例をつくりました。基金の額は、当初は1,600万円とするという形の基金の額でしたが、これが随分、同和对策事業も終わって20年近く

なりますが、塩漬けされたままで、昨年の令和3年度決算では、預金で1億8,996万3,960円、土地不動産部分で304万1,628円と、この基金が塩漬けされたまま、ずっと何も手もつけず、何もしないで放ったらかしで置いてありますが、今この喫緊のね、町民のね、国でも、現下の高騰対策でいろんなの出しているわけですよ。豊郷独自にも、ほんまに住民の苦難を軽減するためには、この基金こそ活用財源として使えるんじゃないですか。そういう目的をつくって、基金として私は振り替えるべきだと考えておりますが、町長の見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、アンケートの方でございますけれども、先ほどもお答えさせていただいたとおり、総合計画の実現に向かって予算編成していく中で、新型コロナウイルス感染症の影響拡大やフルサポートなどにも対応できるようにということとさせていただきます。柔軟に対応をさせていただきます。

その中で行政懇談会につきまして、一部の方だけの参加なので全住民にということとございましたけれども、それ、行政懇談会につきましては今年度もちょっとコロナの影響で各字にアンケートという形でさせていただきます。字の中では区長さんから全住民相手に要望事項ないですかというて照会をかけて、それを町に上げていただいている字もございます。字々のやり方がありますので、字によっては全住民にアンケートを取っているのと同様のことが行われているというふうに考えておりますので、改めて町からアンケートを行う予定はございません。

次に、土地開発基金の方ですけれども、先ほども申し上げたとおり、保健福祉基金というのがございます。もし財源が必要な事業がございましたら、そちらをまず活用していくのが正当な筋ではないかなというふうに考えておりますし、今のところ町独自で灯油の助成とか、それこそマル福の関係であったり、給食の関係であったり、福祉に関すること、一般財源の中で回っておりますので、あえて今の段階で土地開発基金の廃止を行う必要はないのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河合議長 再々質問。

今村議員 再々質問です。

河合議長 どうぞ。

今村議員 課長は、全世帯のアンケートに非常に後ろ向きな言い方をされましたけど、理

由が私には分かりません。行政懇談会といったって、字によっては、三ツ池なんかは役員だけが行政との話を聞き取りするだけみたいな会になってますよ。全世帯にアンケートを配れば、そこで気がついた人が、そういういろんな世代の人からのアンケートも寄せられますやん。何でそんな手間のかからないことに後ろ向きなのか、私には理解できません。

それと、土地開発基金の問題ですが、これは今豊郷町に必要な基金ではありません。これは同和対策事業で、事業用地の先行買収をしなきゃいけないために、土地開発を県の土地開発公社に先行取得してもらって買戻しをするために必要なお金をストックしておくための基金でした。町長はよう分かっていると思いますが。そういった基金がもう事業終了とともに塩漬けでずっときてるんです。これを、やはり今のこの時代、生活困窮が増えている中で必要な施策に使えるような基金に切り替えていく。このことが豊郷で求められていると思いますが、町長はこの土地開発基金をこのまま続けて、どうしようと思っておられるか。最後に聞かせてください。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、お答えいたします。新年度予算については、職員と議論をしながらしっかり町民の皆さん方の負託いただける予算を今検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

土地開発基金については、いつ、どういう状況で要る可能性もございます。特に吉田の道路拡幅とか、そういう形の中で、やはり要る可能性もありますので、それはやっぱり置いておくべきで。もう、そこそこ、そういういろんな道路整備等が終わった場合は、またその基金を廃止して、どこかの基金にまた積み上げていく。それはいろいろ検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**今村議員** はい、次行きます。

**河合議長** 次行ってください。

**今村議員** 続きまして、インボイス制度の中止をということで、町長にお尋ねいたします。

政府が進めるインボイス制度。この制度は、消費税率の変更を伴わない増税策です。シルバー人材センターの会員さん、フリーランス、一人親方、また小規模事業者、そういった方々の消費税負担を求めるもので、物価高の中、中止をすべきです。町は、町内の商売人の皆さんを守る立場で、政府に中止の要望をすべきだと考えますが、いかがですか。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のインボイス制度の中止をについてお答えをいたします。

インボイス制度につきましては、各事業者が選択されることでもありますので、今後の動向を見守ってまいりたいと思います。

以上です。

今村議員 はい、再質問。

河合議長 再質問、どうぞ。

今村議員 このインボイス制度ね、来年10月に国は施行したいという方向で法制化してきているんですけども。この間、この大変な円安不況で、国民、町民の暮らしはほんまに逼迫してきている中で、政府もいろいろ軽減税率やいろんなことを言うてますが、この問題はやはり免税業者、売上げ1,000万以下の免税業者の増税になるんですね。消費税納めなくても、従来、税務署に納めなくてもよかったところを、このインボイス制度で、請求書を持ってないとおたくには仕事はできませんよというような感じの制度なので、消費税をさらなる増税化される、非常にこの時代最悪のやつをやろうとしているんですが。そこで私、商工会にも聞きに行ったんです。商工会は、こういう相談、県下では東近江市で自民党会派の意見書で、中止を求める、商工会議所の依頼を受けてというのは、議会で通って国に送りましたという話だったので、商工会はどう考えておられますかって、ちょっと聞きに行ったら、会員のうちで申告のお手伝いをしているのは全体の2割5分ぐらいで、その中で免税業者といわれる方は半分ぐらいだろうと。それは、本人の考えでされることだから、うちとしては、それをどうこうは申し上げられませんという話でしたわ。

そこで、今度は観光協会に行ったんですよ。そうしたら、観光協会は売上げ1,000万ないから、私とこは免税業者で、商品の多くは委託販売しているから、うちの収入にはならないという形で、それもまた困った話なんですと言っておられました。

町でも、町の事業で、公営企業会計の上下水道事業のああいうところも当然絡んでくるし、町が発注する公共事業でも絡んでくる可能性があるんですが。あと、シルバー人材センターの会員さん、シルバーに委託している事業費の1,000万超える分、農協の直売所に出荷している農家の皆さん、いろんなところに付随した影響が出るんですが、そういったことに対して、町としてはこの時期にかがなものでしょうかという形で、中止が駄目なら延期と。そういう形も含めて、そういうことを国に声を上げていくということが今大事なんじゃないでしょう

か。その点については、町民の、町内の商工、一人親方を含む零細業者、こういった方たちの地域の中で経済を回すために必要だと思いますが、どう考えますか。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 議員おっしゃるとおり、インボイス制度につきましてはメリット、デメリット等ございます。インボイス制度につきましては国の進める制度でございますので、町としてはどうのこうのと意見を述べる立場ではございませんので、ご理解を願いたいと思います。

今後はまた商工会等も協力をしながら、周知等をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

河合議長 それでは、次に、会議規則第53条に基づき、私が一般質問の発言をいたしますので、地方自治法第106条により、副議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時54分 休憩)

---

(午前10時02分 再開)

西澤博一副議長 地方自治法第106条により、議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

次に、河合勇君の質問を許可いたします。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 河合議員。

河合議員 それでは、一般質問をいたします。

執務中の販売等について町長、教育長にお尋ねいたします。

様々な勧誘や販売、集金等々が職務時間中にあった場合に、行政としてどのように対応をされるのか、答弁を遠慮なくしっかりとお答えください。

総務課長 議長。

西澤博一副議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員の執務中の販売等についてのご質問についてお答えをいたします。

執務時間中の物品の販売等につきましては、豊郷町庁舎管理規則第12条第1項第1号において、町の事務または事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘、その他これに類する行為は禁止されております。

しかしながら、同条ただし書では、庁舎の管理上支障がないと認められるもので、町長が許可した場合はこの限りではないと規定されておりますので、例外的に認めている場合もございます。

以上です。

**河合議員** 議長。

**西澤博一副議長** 河合さん、再質問です。

**河合議員** 例えば職員が勤務中に業務以外のことで買物に外に行ったら、地方公務員法第35条、職務専念義務違反に当たると思いますね。しかし、政党新聞、赤旗新聞はですね、勤務中に勧誘や集金などの行為をされていますが、これはいかがなものかと私は思いますけども。日本共産党議員は、法令遵守の方だと私は思っていました、現に勧誘や集金をされているが、自分たちがやることに対しては鈴木、今村議員、どう思われているのか。私には職権乱用、職権乱用と言いますけれど、あなた方こそ地位乱用、職権乱用、圧力のように見えますが、そうじゃないですか。

もしも、議員が職員を個人的にこの3階の個室に呼んで、云々と話をしたら、話の内容によっては圧力にもなりますよ。また、勧誘についても圧力になって、迷惑がっておられる職員もおられると思いますよ、きっと、私は。そもそも、勤務中にする行為ではありませんよ。すぐにやめるべきですが、今村、鈴木各議員は、法令遵守ですから、豊郷町庁舎、今、課長が言われたとおり、ちゃんとしてあなた方は法に、いつもこういうことを公の場で言うんですから、あなた方はしっかりと分かっているはずでございます。

そこで町長にお聞きします。町長は、日本共産党に対して、勤務時間中に新聞購買の勧誘や集金をする行為を認め、許可をしているのかどうか、答弁を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**西澤博一副議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、河合議員の一般質問にお答えします。

赤旗新聞の集金、販売等については、私が就任してから許可した記憶はありません。

以上です。

**河合議員** 議長。

**西澤博一副議長** 再々質問ですか。はい。

**河合議員** 驚きましたね。私、てっきりもう共産党の方ですから、許可されてると思ってましたよ。自分たちのする行為は何でも良し。通りませんよ。すぐに止めるべき

であると思います。行政はどのように命令をされますか。

総務課長 議長。

西澤博一副議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

今ほど町長が許可しておらないというふうに答弁をさせていただきました。ただし、それ以前からそういう行為が行われているということもつかんでおります。当時、許可があったのかなかったのかも私どもは把握しておりませんので、また許可申請が出てくるのかなというふうには思っておりますけれども、そのときに検討したいと思います。

以上です。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 次の質問をお願いします。

河合議員 止めるべきですよ、すぐに。

それでは、街路灯についてお聞きします。街路灯の維持費負担について町長にお聞きをいたします。

町内各所に街路灯は設置されていますが、町が設置した街路灯もあれば、字、区が設置した街路灯もあります。それぞれの街路灯の維持管理費用、電気料金等々の負担はどこが、誰がしているのか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤博一副議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員の街路灯の維持費負担についてのご質問にお答えをします。

街路灯の設置につきましては、従来から、大字と大字を結ぶ道路や周辺に民家のない通学路、公共施設へのアクセス道路については町が設置し、維持管理費や電気代は町が負担しております。一方で、各字の集落内につきましては、設置場所の選定も含め、各字で検討いただいて、設置の際は豊郷町防犯灯設置事業費補助金交付要綱に基づいて、設置費用の補助をさせていただいております。その場合の維持費、電気代につきましては、各字のご負担でいただいております。

以上です。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 再質問どうぞ。

河合議員 ちょっとこの、これからの話はですね、私の話は行政に訴える立場でありますから、行政に訴えるに当たっては、私の言うことがご理解できないか分からないので、ちょっと事前に言っておきます。これは委員会で、しっかりと明らかにし

たいと思っております。

中島議員、鈴木議員、聞こえましたか。私も同じ地域で生まれた者として、あえて聞かなければならない。大変恥ずかしい話ですよ。都合のいいところだけをね、地域だけを使わないでほしい。他にもおられますよ。そういう議員は。

大町区の街路灯の話やけども、お恥ずかしい話ですけども、これは行政に質問をいたします。

事のきっかけはですね、2021年5月の8戸からなる大町36組から、唐突にです。H、当時の組長宅ですね。5月1日に全戸会議を開き、大町区には参加しないと決めたのでお知らせしますという、これが原文です。36組から来た。

そのことで世話方の皆さんと、この文書について協議をした結果、隣の沢区に編入されるかもしれないが、36組の皆さんは大町区に参加しないと。自ら大町区を出るということですから、それまで大町区が皆さんからお預かりしている、どこの字でもあります、協議費からですね、電気料金を払っていたものですから、36組のところの4件、4か所については電気を切れたものですから、この4件の内1件は沢区長に現地に来ていただいて、沢区長に説明をいたしました。沢区長は、これ、うちで切り替えてくださいということで、1件は沢区に切り替えていただきました。残り3件については、大町区ではない場所の電気代を引き続き区が負担していく理由はないということから、協議の結果、電気を切らざるを得ないという結論に至ったので、電気を切りました。

その切った街路灯の1件が、たまたま、ちゅうた向かいの36組のH氏の私有地に昔からありますよ、私らが行く前から。

その、長谷川氏のちゅうたですね。住まいは27組ですから、この街路灯には何ら関係がない話です。このものはちゅうた、大町区に協力してくれるのであれば、電気はいつでもつきますよと、何度話をしても、この者、話が流してた。そうした話にならないですね。1人の話に加担する鈴木議員、中島議員、どう思われてるのか。意図と魂胆は何なのか、私には分かりません。

再度お聞きします。今後も街路灯の電気代等、費用負担についての考え方に行政は変わりはありませんか。答弁を。

総務課長 議長。

西澤博一副議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、河合議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、各字の集落内につきましては各字で設置場所も含めて検討していただきまして、維持費、電気代につきましては、各字でご負担いただくという方針に変更はございません。

以上です。

西澤博一副議長 再々質問ですか。

河合議員 はい。

西澤博一副議長 河合議員、再三質問。

河合議員 そこで、10月23日の日曜日、いつもどこかで目にしているこういうようなチラシが入ってきました。これ、委員会で皆さんに提出します。今、ここは私が質問の場所ですのでね。

それをですよ、口先ばかり、子どもたちが危ない、お年寄りが危ない、大変、大町区は何とかと云々とおられる方がですね、草一本抜かない。区には協力しない。文句だけはだらだらと言いつける。おまけに個人名を、あたかも悪人のように公の場で話す。こういう方々がおられる限りは、区どころか町はよくなると思いますよ、私は。考えるべきだと思います。

そして、私は委員会において、何度も自分たちの字には役員さんがおるんだから、字のことは心配しないで自分たちの字を心配してくれと何度も言ってきました。にもかかわらず、私は知らない、知らないと言っている鈴木議員。また、中島議員。1人の話を聞いてなぜ加担するのか。よくぞこの文書に鈴木、中島議員と書かれて何とも思わなかったのか、私には理解ができません。ありがたいと言いませんよ。大町区はえらい迷惑ですよ。なりふり構わず、鈴木議員、中島両議員、行動していて恥だと思わないですか、私は不思議でなりません。

現在、ちゅうたの前に街路灯が設置をされました。これを商工会にお尋ねをいたしました。普通でしたら1基7万円プラス消費税だそうです。しかし、在庫があるから、スポンサーがつけば費用は一切要らないということは、タダなんですね。今ついているやつは。

ただし、と。当然明るくなったら、電気料金が発生しちゃうんですね。今課長言ったように、町がつけたら町の負担、字、区が設置したら字の負担。当然、この方はスポンサーですから、この方にその電気代等の負担がかかりますよ。だから月に1,000円で年間1万2,000円ということを知りました。

それに、職員も知っておられるけど、私に8月に豪語しました。このちゅうたこと、看板も用意してあると、ちゅうたの。電気は今でもつけるようなこと言うて。私のことだけを、こんなことをだらだらと名指しで。ちゅうたの看板、今付いていません、街路灯は点いています。お金はいります。ちゅうた1枚、6,000円プラス消費税。私は知りませんよ、意図は。いまだに付いてません。ただし、無料のやつは付いてます。ご理解は、個々に思ってください。今、現には付いていません。ほら、注文してるか知りませんよ。

そういうことをですね、今商工会に聞いて。今また、このもの、ここに署名が157筆と。これを見たら、これ書いた人は、これ、これ、得手なんですよ、得手。得意な方ですよ、こういう書き方のね、得手。そうですよ。これはこういうことを専門に、自分の分野の得意なことを書いている方を得手というんですよ。このちゅうたこそ、この方は得手勝手ですよ、私に言わせたら。自分のえとこだけを抜粋して、人を悪くする。今これを読まれた方はほんまに、関係者、どう思っていますか。私は恥ずかしいと思いますよ。

今後これ、大町区が勝手にこういう、どこの字もそうですけどね、字を抜けたら町が負担していくんですか。そのように大町区指導しますよ、それでよければ。通るわけがない。私はそう思います。もう答弁は結構です。

西澤博一副議長

では、次の質問をお願いします。

河合議員

それでは、除雪作業の助成金についてお聞きします。担当課にお聞きします。

昨年末から今年初めは、本当にすごい大雪で大変な年でありました。あの大雪の中、除雪作業に携わっていただいた皆様には、改めて心より感謝を申し上げます。

そこで、お聞きします。本町には16字ありますが、2021年、令和3年度と2022年、令和4年度に除雪作業助成金の申請、実績報告書をした字、区は幾つありましたか。はっきりと答弁をお願いします。

地域整備・

上下水道課長

議長。

西澤博一副議長

山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長

河合議員の質問にお答えいたします。

除雪作業の助成金についてですが、令和3年度の申請は16申請ありまして、14字で2字が世話方の方からの申請いただいて、実績報告は14字と1つの字の世話方からいただいております。

令和4年度の申請も、申請は15ありますけども、14字からと1つの世話方からの申請があります。実績報告については、また今後提出があると思います。

以上です。

河合議員

議長。

西澤博一副議長

河合議員、再質問です。

河合議員

なぜ、こんなことを聞いたかといいますとね、先ほどの街路灯の話ですね、ちゅうたに私、直接10月23日午後7時過ぎに店に行きました、あのチラシを見てね。長谷川君、商売してるんやから、あまりなことせんときなど。一言だけ

言いに行きました。なぜ暗くなったかということは、初めに議員のこの紹介、名前載せる方が、なぜ暗くなったかということを知ってあげたら、私はここまでなかったと思いますよ。意味が分かったと思いますよ。そこでですね、あまりに私の話が正論過ぎて、彼は詭弁過ぎて道理の通らない話ばかりを言うんですよ、私にね。除雪金をどうしたのかと。あたかも私たち大町の世話方が猫ばばしたような物の言い方をされましたよ。

そこでまた、その後、自分の携帯電話ですよ、今のこと録音してくれと言ったのです。だから私は、このちゅうたこと長谷川貴康君にですね、携帯電話に声を高々にして録音しましたよ。わが大町区は、去年、今年と2年間、除雪費用助成金はもらっていません、45万ですと。金額まで言いました。

その後もですね、だらだらと訳の分からない話をしてくるもんですからね、つい、私はこういうような性格ですので、大声になってしまったですね。家からうちの息子が飛んで来ましたよ、近くですから。お父、やめといてくれと。この人のおかげで私の家族と息子との絆が深まりましたよ。ありがたい話ですよ。

それから、このうちの息子が来た後ですよ。助成金は言ってない、録音してない。聞いてませんと。こういうこと言うんですよ。このちゅうた。私、本当に、また夫婦そろってですよ。言ってません、録音していないと。一体このちゅうたと、この夫婦、私はどんな性格なのか、ほんまどこか悪いのかと思ってしまいましたよ、ほんまに。

この者に加担した鈴木、中島両議員、どう思われていますかね。現実、10月23日、日曜日の話ですよ。補助金を区長でもない河合さんが区長印を押してと、あたかも大町区の世話方が補助金を猫ばばしているかのように言われたので、これは大町区の皆さんの、そして今頑張っておられる世話方の皆さんのためにも、もう一度、2021年、令和3年度、2022年、令和4年度に大町区が除雪補助金を申請してお金を頂いているのかどうか、はっきりと、地区名でおっしゃってください。

地域整備・

上下水道課長 議長。

西澤博一副議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 河合議員の再質問にお答えします。

令和3年度は、大町の世話方については申請はありましたが、実績報告はされておりませんので、補助金の支出はございません。令和4年度については、申請がございませんので、今後も、申請されておりませんので。

河合議員 もらっているのかいないのか、それでいいよ。

地域整備・

上下水道課長 出す予定は今のところございません。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 再々質問どうぞ。

河合議員 あれですね、大町はですね、雪のボツボ降るときにですね、世話方また四、五人と、ここに現物写真私持っていますよ、申請用紙と。これ見てくださいよ、こういうようなもんですよ、申告というのは。それを、この場所で、2月の臨時議会で杉区の区長である鈴木勉市議員が、2月に区長を持たせてもろて、申請をいたしましたと、ここで述べていますよ、しっかりと。だから、自分で申請したんだから、申請要項に基づいて現物写真等々のことはご存じだと思いますよ、私は。思いますよ。2月1日に区長さんに変わっているんやから。私は、実施日は4月1日から3月31日と思ってましたよ。私はですよ。

いろいろな区のことですから、私はそれ言いませんけども、自分で引き継いで自分で申請したと言い切ったんやから。ここに議事録、私、おとしますよ。これ2月の臨時議会でね。だから、自分で申請したんだから、添付書類は何か分かってるはずですよ。委員会でしっかりと、これについても明らかにしていきたいと思っています。答弁はよろしい。

西澤博一副議長 次の質問へ行ってください。

河合議員 私は9月22日、役場担当課から、5年に一度の空き家の調査をお願いされました。大町の地図をもとに、これは町からの書類ですが、地図を基に調査をさせていただきました。調査の結果、対象が4戸あったうち、1戸については、皆さんがご承知の土地でありますので、残り3戸については空き家状態ではありませんが、連絡が取れる家屋でした。今回の調査は、公営住宅、改良住宅、町有地建物はカウントをしないということで間違いありませんか。

企画振興課長 議長。

西澤博一副議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 河合議員の、空き家の調査について問うのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおりで間違いありません。

以上です。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 再質問、よろしく。

河合議員 9月定例議会におきまして、鈴木議員は、一部町有地が空き家があるのかないのか云々と聞いておりました。また昨日、同じ質問をしておられました。鈴木議

員がご指摘の家屋はカウントには入れませんでした。しかし、鈴木議員は口癖のように、私は以前から同和事業に携わってきたからと豪語されておられます。それならこの物件は、今おられる議員は知らないはずがない。委員会で、この空き家について、こんなもん町有地、町屋敷なら、ダダであかんやないけと言われた議員おられますよ。名前言ってもいいですよ、私。

また、この並びに町有地がありまして、倉庫業者が、自動車が対向できないような狭い道路に大型ダンプカーがバンバンとね、大町児童公園遊具前を造成してたのを見て、私はそのときの担当課職員に連絡して、町有地を許可されたのかと聞きました。担当課の返答は、許可をしていないというものでした。許可がされていないところに搬入路をつけて、勝手に工事をする、そういうものです。

すぐに工事はストップをしましたが、その直後に、現場に一町会議員が来て、一町会議員が言うたんやろうと。私が言うたんやろうと。それなら、わしも町会議員や、工事をしろと。現場で言った議員がおられたそうです。残念ですね。この町有地に対して、何か私には、職員をいじめに来られているのか、また、誰かのために代弁しているのかと私には聞こえましたよ。この奥にある屋敷も町有地、町屋敷ですよ。これは、この春過ぎまで女性の老人の方が住まれてました。亡くなりましたけど、住まれてました。自分たちの生まれ育った字を忘れんでくださいよ。

そこでやはり大事なことは、危険性がある建物は、しっかりと現場を確認していただき、対応策を十二分に考えていただき、跡地利用のご検討をお願いしたいと思います。答弁をどうぞ。

人権政策課長 議長。

西澤博一副議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の再質問にお答えいたします。

例の空き家については担当課で協議しまして、またどうするかということについては、弁護士さんと相談し、最善の策で対応したいと考えております。

以上です。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 河合議員、再々質問です。

河合議員 くどいようですがね、課長。子どもたちのいる児童公園遊具の真向かいであります。危険家屋はすぐ対応していただきたい。なぜならですね、このグラウンドに遊具等を除草したとき、きれいに作業いただきまして、グラウンドで、遊具で無邪気に遊ぶ子どもたちや保護者の方々を見て、胸を張れる方々に出会えて私は幸せですよ。これからもわが大町区世話方と、ご理解ある大町区民様にご協力

をお願いさせていただいて、大町区は頑張っていきますので、ぜひとも行政のお力添えをよろしく願いいたします。答弁は結構です。

もう、いつまでもこういうようなきれいごとのチラシはね、止めるべきですよ。

西澤博一副議長 次の質問をお願いします。

河合議員 大町センターやどんぐり公園、遊具、大町老人憩いの家、憩いの家前の広場等々は、どこの施設で、どこが管理をしているのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一副議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、河合議員の施設の所有、管理について人権政策課からお答えいたします。

まず、大町センター集会所と老人憩いの家については、町の施設で管理運営についても町でございます。が、大町区におきましては、令和2年12月、用務員さんが離職し、急遽1月から配付業務の施設管理を行うことができない状況になりました。町といたしましては、施設管理と広報誌等の配付について、区に精通されている地域の方をお願いするため、町から世話方さんをお願いし、現在もお願いしている状況でございます。教育集会所憩いの家施設管理運営補助金は、あくまで従前の用務員手当の人件費にかわるものでございますので、今年度においても、人権政策課にて予算を確保し、教育集会所老人憩いの家施設管理運営補助金により対応させていただいているところでございます。

次に、どんぐり公園、公園内遊具、憩いの家の前の公園等についても町有地で、遊具についても町の所有でございます。管理については、従前は自治会でしたが、現在、区事業が停止していることから、善意ある地域の方々、清掃活動等を行っていただき、管理運営していただいているところでございます。

以上でございます。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 河合議員、再質問です。

河合議員 何か、大町区のことを、何か変に裏知恵を教えてね、あたかもほんまに補助金助成金を猫ばばしてですよ、何かこう世話方が使ってるようなことを得意として書いている方がおられますよ、自慢たらしくね。大町と三ツ池の違いは何ですか。これは、補助金、大町だけですか。他の区にも多少なり迷惑がかかるんですよ、こういうことが来たら。大町と三ツ池の違いはどこですか。三ツ池はどこに入って、大町はどこに入っているんですか、この補助金は。

人権政策課長 議長。

西澤博一副議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の再質問にお答えいたします。  
三ツ池に関しては区長、大町に関しては世話方でございます。  
以上です。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 再々質問、どうぞ。

河合議員 今、聞かれましたか。大町は世話方ですよ。大町は、何年も協議費用は頂いてません。会計報告はしっかりしていますよ、皆さんから預かったお金は。印刷するならばきちんとしてくださいよ、きちっと。会計報告に入ってませんよ、あれは。何か私を陥れにかかっているんですか。意図は何ですか、意図は。委員会でしっかりとやりますから。その前にこれだけ言うとかんと分からないから。

今、課長が答弁されたように、三ツ池は三ツ池の区長さんの区に入っているんですよ。大町の場合は、今言うたように、区民さんから、長年協議費用は集まってません、6年間も。それで世話方という立場の団体を、大町区が何とかしようというわけで、世話方という団体をつくって、1年目はお金を頂いてませんよ、課長。正直言うて。今、世話方になって丸2年ですよ、年月は。1年目は、本当に皆さん一生懸命頑張ってくれはって、ほんまにもう全ボランティアですよ。大きなこと言うんじゃないですけど。だから2年目に、行政もこのような、用務員さんの今までこういうようなお支払いをされてたから、世話方にこのような助成金をということで、声をいただいて。それはありがたいと。その費用をもって、広報等々チラシ、除草作業、燃料代、人件費、皆さんにお世話になったら、それなりのお礼が要りますよ。そういうことで大変誤解を生まれている方がおられますよ。その辺だけはね、教えていただくのは結構。しかし、間違った感覚で教えてはいただきたくない。訳の分からない、何かこんな公開質問状か何とかいうて出ていますけど、大町が大町にするんですよ、こういうことを。こういうことを教えるんですよ。こんな情けないことはありませんよ。せっかく皆さんで大町区を何とかしようと頑張っているのに。いつでも見せますよ。言ってください、私は100万や200万では落ちるような男ではないですよ。こんな補助金助成金を私が猫ばばすると思ってるんですか。100万や200万くらいの。使ってませんよ、私は、こんなお金で。答弁、結構です。

西澤博一副議長 次の質問に入ってください。

河合議員 これだけ一般質問する議員さんがおられましたけど、町長に肝心なこと聞く議員さんがおられなかったもので、ついつい私が出しゃばって聞きますけど、町長にお尋ねします。

町長は、来春に任期満了を迎えられますが、どのように考えておられるんでし

ようか、答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤博一副議長 伊藤町長。

伊藤町長 発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年になって町民の皆さん方から、どうするんやどうするんやということを経験する機会にお声かけをいただけてきました。

今日まで熟慮を重ね、熟慮の末に、来春の町長選に立候補することを決意いたしました。

町民皆さんの支持を得られれば、さらなる町政の推進に全力を尽くしていく覚悟でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

河合議員 議長。

西澤博一副議長 再質問どうぞ。

河合議員 町長自ら、大変お力強いお言葉をいただきまして、私には一握りの微力しかありませんけれども、しっかりと応援をさせていただきたいなと思っております。終わります。

西澤博一副議長 私が地方自治法第106条により議長の職務を行うことは終了いたしました。河合議長、議長席にお戻りをください。暫時休憩をいたします。

(午前10時40分 休憩)

---

(午前10時41分 再開)

河合議長 再開いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時41分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年12月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員